

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇〇〇

処分庁

荒尾市代表監査委員

上記審査請求人から令和3年4月13日付けで提起のあった荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づく行政文書の全部を開示しない旨の決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和2年2月12日付けで、リサイクル事業の委託契約に係る住民監査請求を提出した。
- 2 審査請求人の求めにより、令和2年2月26日に関係部署立会いの下、住民監査請求に伴う請求人陳述（以下「請求人陳述」という。）を行った。このとき、請求人陳述の内容を正確に記録するために録音が必要であるとの荒尾市監査委員事務局長（以下「局長」という。）の判断により、局長がICレコーダーにより陳述内容の録音を行った。
- 3 令和2年4月8日、審査請求人へ住民監査請求内容は棄却する旨の監査結果通知を発送した。
- 4 審査請求人は、令和3年2月22日付けで請求人陳述を記録した録音データ（以下「録音データ」という。）の開示請求を行った。
- 5 荒尾市代表監査委員（以下「実施機関」という。）は、4の開示請求に対

し、録音データは紙媒体での記録作成に使用するために職員が録音した個人的メモに相当するものであり、条例第2条第2号に規定する「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」という行政文書に該当しないとして令和3年3月8日付けで本件処分を行った。

6 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年4月13日付けで審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、録音データの開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 請求人陳述内容の記録文書作成のために請求人陳述を許可なく録音した局長の行為は、審査請求人への侵害行為である。

イ 録音データは、実施機関の職務遂行中に得られたものであることから行政文書に該当することは明白で、実施機関が手控えメモとして録音データを取扱っていたとしてもその判断は変わらない。

ウ 録音データは、局長が請求人陳述の記録を作成するために陳述内容を録音したものであって、記録作成のための基礎となる資料としての性格を有しており、陳述記録文書については、決裁等の手続が予定されていることからすると、録音データも陳述記録文書と同様に決裁等の対象となるものとみるべきであり、決裁等の手続を予定していない情報ではないというべきである。したがって、記録文書が作成され決裁等の手続が終了した後は、録音データが、実施機関である監査委員組織内の局長が保管しているものである限り、行政文書に該当する。

エ 決裁等の手続が終了した情報のみが開示請求の対象になるとすると開示請求の対象から外れる情報が数多く残り、また開示請求の対象について実施機関の恣意的コントロールを招くおそれも生じかねず、情報公開制度の趣旨に反することとなる。

2 実施機関の説明の要旨

(1) 録音データは、審査請求人の請求人陳述の記録を正確に作成するために

録音は必要との局長の判断で、局長自身が録音を行ったもので、組織的に用いることを予定しておらず、他の職員は局長が録音していたことを知らなかった。

- (2) 録音データの利用及び保管の状況について、局長が録音データを利用して請求人陳述の内容を書面に書き起こし、その書面は監査委員の決裁を経たが、録音データが保存されたUSBは局長の机の中に保管されており、他の職員が利用できる状況にはなく、録音データが保管されている事実も知らなかった。
- (3) 録音データは、局長が請求人陳述の記録作成の正確性を担保するために補助的に利用するためのもので、他の職員が利用する予定のものではなく、利用した事実もない。ほかの職員が利用したのは、局長が紙媒体で作成し、決裁を取った陳述記録文書であり、組織的に管理しているのも、この紙媒体の陳述記録文書である。
- (4) したがって、録音データは、条例第2条第2号に規定する行政文書の要件である「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」には該当せず、行政文書に当たらないため、不開示とした。

理 由

- 1 実施機関は、条例第18条第1項の規定により、令和3年4月13日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求」という。）について令和3年5月19日付けで荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 2 令和3年10月6日付け答申第2号で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。
 - (1) 請求対象の行政情報について
本件請求対象の行政情報は、令和2年2月26日に実施された住民監査請求に伴う請求人陳述の際に、ICレコーダーにより録音された「請求人陳述及び監査委員らとの質疑応答の内容を記録した音声」データである。
 - (2) 本件録音データの行政文書（条例第2条第2号）該当性について
条例第2条第2号は、「行政文書」について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当

該実施機関が管理しているものをいう。」と定めており、本規定の要件に該当する録音データであれば、行政文書に含まれることになる。

そこで、当審査会では、本件録音データについて、条例第2条第2号が規定する要件への該当性について検討した。

ア 本件録音データは、局長が、口頭意見陳述の記録の正確性を確保するために、職務の遂行者としての公的立場において取得した電磁的記録である。実施機関は、局長の個人的判断で局長自身が録音を行ったと説明しているが、事務局局長という地位から勘案するに、その判断が組織における職務上の決定に与える影響は大きく、当該録音行為が職務の必要性から行われたものであることを否定することはできない。

イ しかし一方で、録音行為及び録音データの存在は局長以外の委員及び職員には知らされておらず、録音データが保存されているUSBメモリーも局長の所有物である。加えて、机の引き出しに保管されていたという状況をも勘案すると、本件録音データが組織的に用いられるものとして他の職員と共有されていたとはいえず、実施機関が管理していると判断することはできない。

(3) 小括

以上のように、本件録音データは、職務上取得した電磁的記録であることは認められるが、組織的に用いるものとして実施機関が管理しているものとは認められない。それゆえ、このデータが条例第2条第2号の規定する行政文書に該当しないと判断する実施機関の不開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、本件録音行為の権利侵害についても主張している。この主張が録音データの行政文書該当性に係る当審査会の審議及び判断を直ちに左右するものではないが、とはいえ、今後実施機関にあっては、市政に対する市民の不信感を招くことのないよう、一層慎重な手続きに努めることが望まれる。

3 以上のことから、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決する。

令和3年10月11日

審査庁

荒尾市代表監査委員 近藤 克也